



— 記者発表資料 —

国土交通省
東日本高速道路株式会社

圏央道 茨城県区間(H29.2.26(日)15時)開通

(境古河IC～つくば中央IC 28.5km) (第2報)

我が国で初めて高速道路ナンバリング標識を設置

～ 開通時刻が決まりました ～

～我が国で初めて高速道路ナンバリング標識が設置されます～
《圏央道の開通》

国土交通省関東地方整備局と東日本高速道路株式会社が共同で事業を進めている国道468号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の境古河ICからつくば中央IC間の開通時刻が決まりましたので、お知らせします。

○開通日※ 平成29年2月26日(日)

○開通時刻 15時

※ 開通日についてはH28.12.20に記者発表しています。

【開通区間の概要】

【開通区間】 境古河IC(茨城県猿島郡境町)～つくば中央IC(茨城県つくば市)

【延長】 28.5km

【開通IC】 坂東IC、常総IC

【車線数】 暫定2車線

《高速道路ナンバリング》

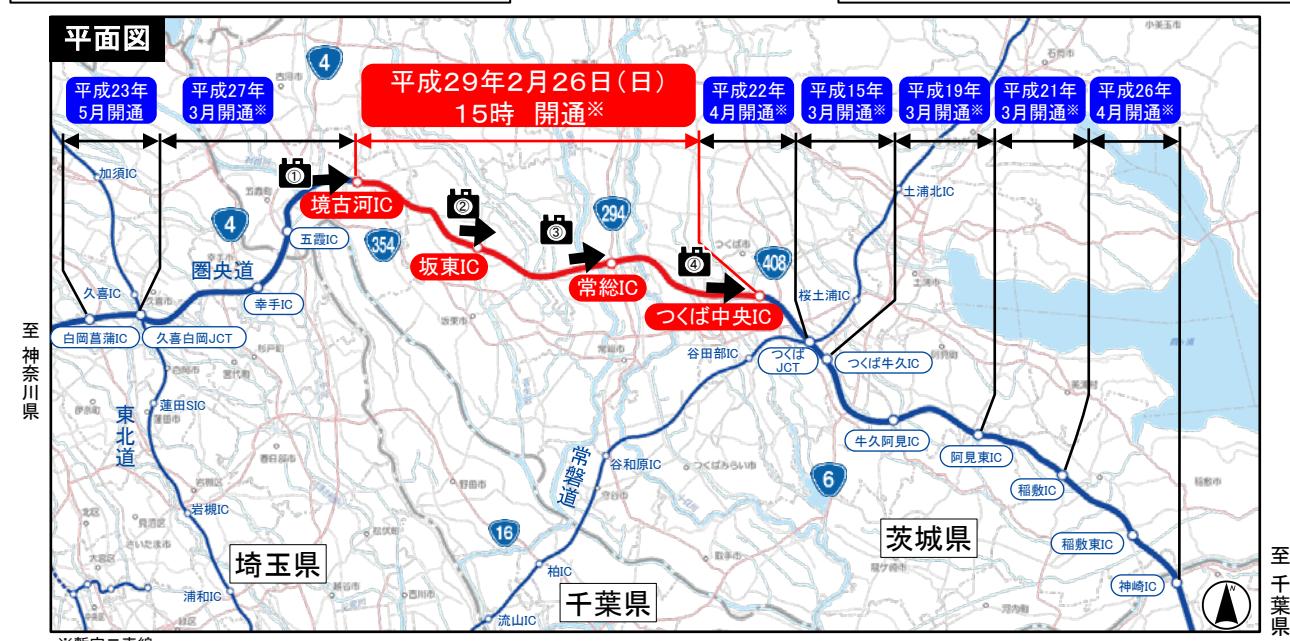
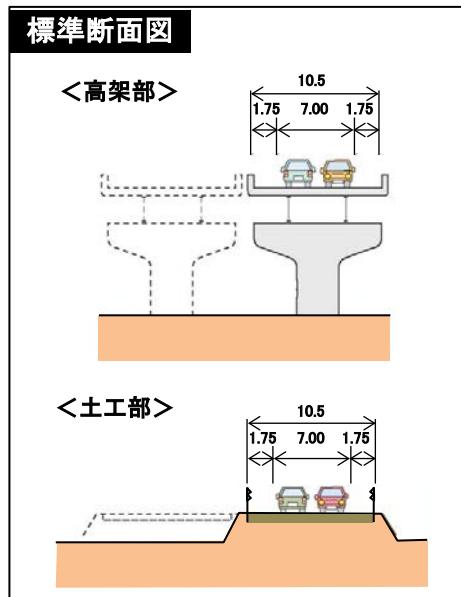
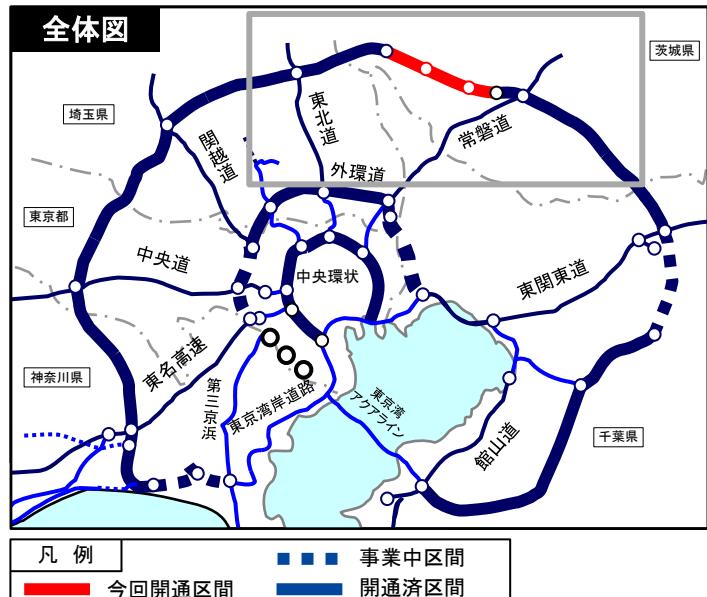
わかりやすい道案内の実現に向けて、我が国で初めて高速道路ナンバリング標識が設置されます。

圏央道開通区間概要

○今回の開通により、東名高速から東関東道の6つの放射道路が接続

■今回開通区間の概要

- 開通区間：境古河IC(茨城県猿島郡境町西泉田)～つくば中央IC(茨城県つくば市新井)
- 開通日時：平成29年2月26日15時 ○延長：28.5km
- 開通IC：坂東IC、常総IC ○車線数：暫定2車線



平成28年12月撮影

平成28年12月撮影

平成28年12月撮影

平成28年12月撮影

高速道路ナンバリング

■ 高速道路ナンバリングの目的

- 整備が進む我が国の高速道路ネットワークで、路線名に併せて路線番号を用いて案内する「ナンバリング」を導入することで、訪日外国人をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現します。



■ 高速道路ナンバリングの対象路線

- 高規格幹線道路網（「高速自動車国道」および「一般国道自動車専用道路」）との道路網を補完して地域の高速道路ネットワークを形成する路線
- 高規格幹線道路網から主要な空港・港湾、観光地へのアクセスとなる高速道路ネットワークを形成する路線
(※既にナンバリングが実施されている都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路等）は、今回の高速道路ナンバリングの対象外です。)

■ 高速道路ナンバリングの基本ルール

1. 親しみやすく

- ◆地域でなじみがあり、かつ、国土の根幹的な路線の既存の国道番号（2桁以内）を活用します。

2. シンプルでわかりやすく

- ◆数字は原則2桁以内とします。
- ◆同一起終点など、機能が似ている路線はグループ（ファミリー）化します。
- ◆道路種別や機能をアルファベットで表現します。
 - 路線番号の頭に高速道路（Expressway）を意味する「E」を付与
 - グループ（ファミリー）化する路線は、路線番号の最後に「A」を付与
 - 環状道路は、路線番号の頭に「C」を付与

3. 国土の骨格構造を表現する

- ◆主要な国道番号で、国土の骨格構造を表現できるように、路線の起終点を設定します。

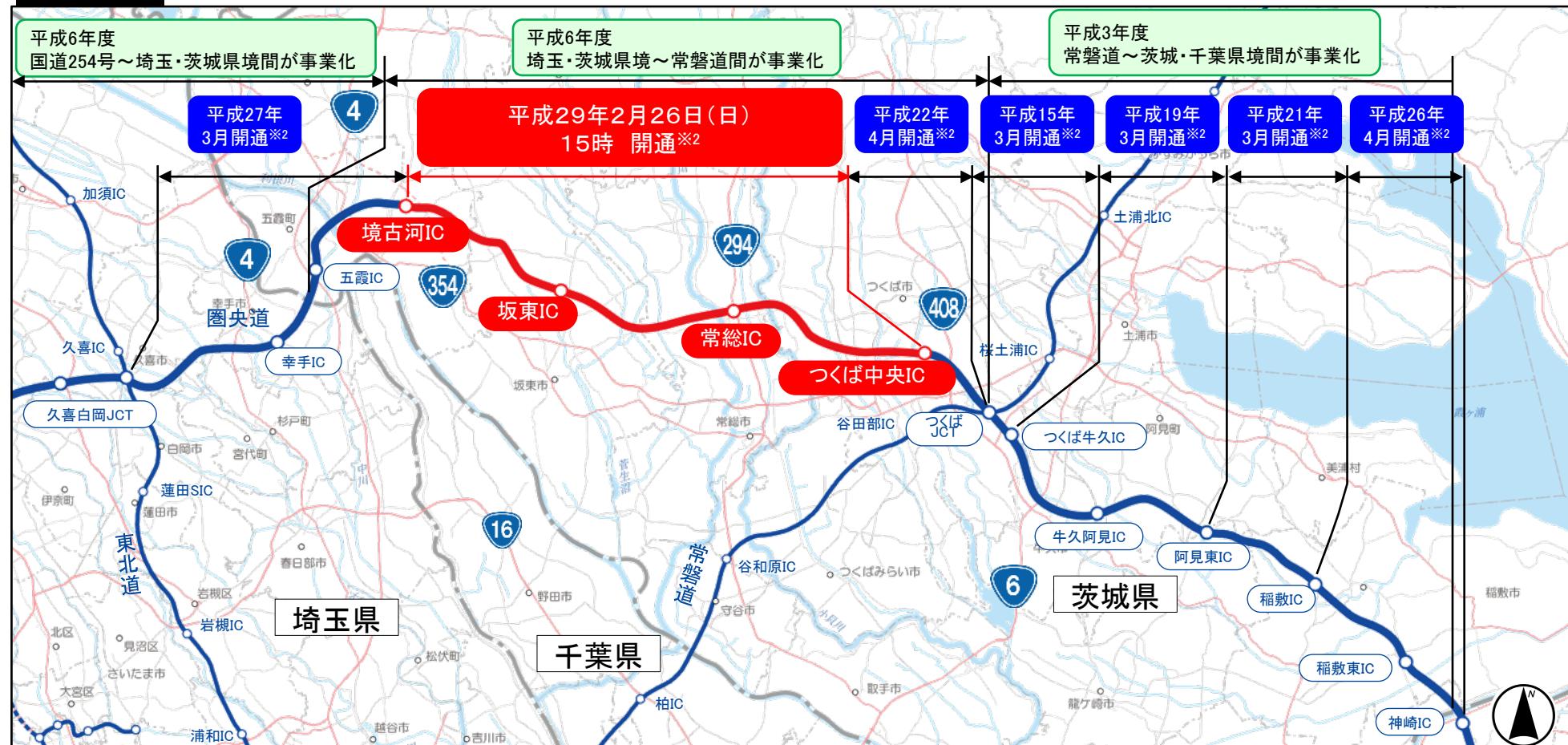
■ 圏央道開通区間で表示される路線番号と路線シンボル



【参考①】圏央道 茨城県区間 全線開通までの経緯

- 圏央道茨城県区間は、県内に新たな東西の交通軸を形成するとともに、常磐道や東北道、東関東道等の主要幹線道路を結びます。
- 平成15年3月につくばJCT～つくば牛久IC間が茨城県区間※1で最初の開通区間となり、その後も順次延伸してきました。平成29年2月26日の境古河IC～つくば中央IC間の開通により、圏央道茨城県区間※1は全線が開通します。

平面図



※1 圏央道茨城県区間

延長:約71km

さしまぐんごまち こうしゅ いなしきぐんかわちまち じゅうさんまと

区間:埼玉・茨城県境(五霞町)～茨城・千葉県境(河内町)間(猿島郡五霞町幸主～稻敷郡河内町十三間戸)

※2 暫定2車線

【参考②】首都圏3環状道路の整備状況

